

2 . 法令等の整備

(1) 法令等の体系

従来、環境関係の法令は、公害防止を目的とした公害対策基本法を中心として構成されてきましたが、人間の活動の拡大に伴う地球環境保全、廃棄物処理、都市・生活型公害問題などの新たな環境問題に対応するため、5年11月、公害対策基本法に代わる環境基本法が施行されました。

環境基本法は、その目的において、「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。」と規定され、環境の保全についての基本理念、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を定めたほか、環境基本計画の策定、環境基準の設定、公害防止計画の策定、環境影響評価の推進、排出等の規制、地球環境保全等に関する国際協力等、環境の保全に関する基本的な事項を規定しています。

同法の趣旨を受けて大気汚染、水質汚濁等に係る環境基準が定められているほか、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の法律によって具体的な排出基準が定められ、実際の規制等が行われています。

また、廃棄物の処理・リサイクルについては、12年6月に循環型社会の形成に向けた基本的枠組みを規定した循環型社会形成推進基本法が制定されました。さらに、これと併せて廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正のほか、資源の有効利用の促進に関する法律や建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律などが整備され、既に制定されている容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律などと共に法体系の整備が行われました。

このほか、公害紛争の処理、健康被害者の救済等を目的としてそれぞれ公害紛争処理法、公害健康被害の補償等に関する法律が定められています。

一方、都道府県及び市町村では、法律を補完するものとして、各種の条例を定めています。

県では、環境基本法の制定を受け、7年4月に千葉県環境基本条例を施行しました。併せて、従来の公害防止条例に代えて千葉県環境保全条例を7年10月に施行したほか、地域の特性を考慮して、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づき、同法に定められた排出基準より厳しい排出基準を条例（上乘せ条例）で定めています。

なお、県条例が、大気汚染、水質汚濁、地盤沈下等の広域的公害対策について規定しているのに対して、市町村条例では、騒音、振動、悪臭等の局地的公害対策について規定しています。

自然環境の保全に関しては昭和6年に国立公園の制度が設けられて以来、自然公園法、森林法、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（現・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成15年4月16日施行））などにより進められてきましたが、昭和47年に自然環境保全法が制定されたのを受けて千葉県自然環境保全条例を制定し、自然保護の体制が整いました。

さらに、千葉県環境基本条例の制定を契機に千葉県自然環境保全条例の理念を基本条例に盛り込み、生活環境保全と自然環境保全を一元化して、広く環境保全に取り組む枠組みが整備されました。

